

昭和四十九年運輸省・建設省令第一号

公有水面埋立法施行規則
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）及び公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、公有水面埋立法施行規則を次のように定める。

（埋立免許の出願）

第一条 公有水面埋立法（以下「法」という。）第二条第二項の願書の提出は、別記様式第一によるものとする。

（願書の添付図書）

第二条 法第三条第三項第一号から第四号までの図書は、次に掲げるところにより作成しなければならない。

一 法第三条第三項第一号の図面

イ 一般平面図 縮尺二万五千分の一以上の地形図（縮尺二万五千分の一以上の地形図がない場合にあつては、縮尺五万分の一以上の地形図とする。）に埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域（以下「埋立区域等」という。）を表示すること。

ロ 実測平面図 縮尺は、二千五百分の一以上とし、埋立区域等、埋立区域等にある工作物の位置並びに埋立区域等の周辺の地形及び工作物の位置を表示すること。

ハ 求積平面図 埋立区域等の面積を算出した方法を表示すること。

ニ 海図 埋立区域等が海面である場合において、埋立区域等を表示すること。

ホ 区域分割実測平面図（埋立てに関する工事の施行区域を二以上の区域に分割する場合に限る。） 実測平面図にそれぞれの分割された区域を表示すること。

ヘ 区域分割求積平面図（埋立てに関する工事の施行区域を二以上の区域に分割する場合に限る。） それぞれの分割された区域の面積を算出した方法を表示すること。

二 法第三条第三項第二号の図書
イ 埋立地横断面図 縮尺は、横二千五百分の一以上、縦百分の一以上とすること。
ロ 埋立地縦断面図 縮尺は、横二千五百分の一以上、縦百分の一以上とすること。
ハ 工作物構造図 縮尺は、百分の一以上とし、護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の構造を表示すること。

ニ 設計概要説明書 設計の概要についての説明を記載すること。

三 法第二条第三項第三号の資金計画書 埋立てに関する工事に要する費用の額及びその明細並びに当該費用に充てる資金の調達方法を記載すること。
四 法第二条第三項第四号の書面 別記様式第二により作成すること。

第三条 法第二条第三項第五号の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。

一 個人にあつては、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し
二 法人（公共団体を除く。次号において同じ。）を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為の謄本
ロ 発起人、社員又は設立者（以下「発起人等」という。）の名簿
ハ 株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況又は見込みを記載した書類
三 既存の法人にあつては、次に掲げる書類
イ 定款又は寄附行為の謄本及び登記事項証明書

ロ 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書
四 直前三月以内に撮影した埋立区域等の写真
五 埋立てに用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書
六 埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類
七 埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面

八 環境保全に関し講じる措置を記載した図書
九 公共施設の配置及び規模について説明した図書
十 公有水面埋立法施行令（以下「令」という。）第七条に規定する法人にあつては、同条第二号に適合することを証する書類
十一 法第四条第三項の権利を有する者がある場合にあつては、その者の同意を得たことを証する書類又は同意が得られない旨及びその事由を記載した書類

十二 公有水面の利用に関して設置した施設で埋立てのためにその効用が妨げられるものがある場合にあつては、当該施設の種類及び設置者を記載した書類
（出願名義の変更等の届出）
第四条 令第一条第一項の規定による国土交通省令で定める新出願人に関する事項は、氏名又は

名称、職業及び住所並びに法人を設立しようとする発起人等にあつてはその旨並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所とする。
2 令第一条第一項の規定による届出をしようとする者は、届出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 新出願人に関する前条第一号、第二号又は第三号の書類
二 出願の年月日及び埋立区域等を記載した書類
三 出願名義の変更の理由を記載した書類
四 新出願人に関する埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を記載した書類及びこれを証する書類
3 令第一条第二項の規定による国土交通省令で定める相続人に関する事項は、氏名、職業及び住所とする。
4 令第一条第四項において準用する同条第二項の規定による国土交通省令で定める事項は、名称及び住所並びにその代表者の氏名及び住所とする。
5 第二項の規定は、令第一条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による出願の承継の届出について準用する。この場合において、第二項中「新出願人」とあるのは「承継人」と、「出願名義の変更」とあるのは「出願の承継」と読み替えるものとする。
（公共施設の配置及び規模に関する技術的細目）
第五条 法第四条第一項第四号の公共施設のうち、道路、公園、緑地及び広場並びに排水施設の配置及び規模に関する同条第二項（法第十三条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の技術的細目は、次に掲げるものとする。
一 道路は、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状況を勘案して、通行の安全上、環境の保全上、災害の防止上又は事業活動の効率上適切な配置及び規模で設計されていること。
二 公園、緑地及び広場は、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状況を勘案して、環境の保全上又は災害の防止上適切な配置及び規模で設計されていること。
三 排水路、終末処理施設その他の排水施設は、埋立地の規模、用途、区画割、周辺の状況及び降水量を勘案して、汚水及び雨水を有効に排出できるような配置及び規模で設計されていること。

（埋立地の処分方法等に関する技術的細目）
第六条 法第四条第一項第五号の埋立地の処分方法及び予定対価の額に関する同条第二項（法第十三条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の技術的細目は、次に掲げるものとする。
一 埋立地の処分の相手方（国及び公共団体を除く。次号において同じ。）の選考方法が適正であること。
二 埋立地の処分の相手方が埋立地の用途に従い自ら利用すると認められる者であること。
三 埋立地の予定対価の額は、埋立地の処分に

より出願人が不当に受益しないものであること。
（出願事項の変更等の許可の申請）
第七条 法第十三条ノ二第一項の規定による許可の申請は、別記様式第三の申請書を提出して行うものとする。
2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
一 埋立区域の縮小にあつては、第二条及び第三条第四号から第九号までの図書
二 埋立地の用途の変更にあつては、第二条第四号並びに第三条第七号から第九号までの図書
三 設計の概要の変更にあつては、第二条第二号から第四号まで及び第三条第五号から第九号までの図書
四 埋立てに関する工事の着手及び竣工の期間の伸長にあつては、第二条第一号ロ、第三号及び第四号並びに第三条第四号及び第六号の図書

（埋立権の譲渡の許可の申請）
第八条 法第十六条第一項の規定による許可の申請は、別記様式第四の申請書を提出して行うものとする。
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 譲受人に関する第三条第一号、第二号又は第三号の書類
二 譲渡契約書の写し
三 譲渡価額の算定の基礎を記載した書類
四 譲渡の時までの埋立てに関する工事に要した費用の額及び譲渡後の埋立てに関する工事に要する費用の額の明細書
五 譲渡後の埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類

（出願名義の変更等の届出）
第四条 令第一条第一項の規定による国土交通省令で定める新出願人に関する事項は、氏名又は名称、職業及び住所並びに法人を設立しようとする発起人等にあつてはその旨並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所とする。
2 令第一条第一項の規定による届出をしようとする者は、届出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 新出願人に関する前条第一号、第二号又は第三号の書類
二 出願の年月日及び埋立区域等を記載した書類
三 出願名義の変更の理由を記載した書類
四 新出願人に関する埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を記載した書類及びこれを証する書類
3 令第一条第二項の規定による国土交通省令で定める相続人に関する事項は、氏名、職業及び住所とする。
4 令第一条第四項において準用する同条第二項の規定による国土交通省令で定める事項は、名称及び住所並びにその代表者の氏名及び住所とする。
5 第二項の規定は、令第一条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による出願の承継の届出について準用する。この場合において、第二項中「新出願人」とあるのは「承継人」と、「出願名義の変更」とあるのは「出願の承継」と読み替えるものとする。
（公共施設の配置及び規模に関する技術的細目）
第五条 法第四条第一項第四号の公共施設のうち、道路、公園、緑地及び広場並びに排水施設の配置及び規模に関する同条第二項（法第十三条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の技術的細目は、次に掲げるものとする。
一 道路は、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状況を勘案して、通行の安全上、環境の保全上、災害の防止上又は事業活動の効率上適切な配置及び規模で設計されていること。
二 公園、緑地及び広場は、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状況を勘案して、環境の保全上又は災害の防止上適切な配置及び規模で設計されていること。
三 排水路、終末処理施設その他の排水施設は、埋立地の規模、用途、区画割、周辺の状況及び降水量を勘案して、汚水及び雨水を有効に排出できるような配置及び規模で設計されていること。

（埋立地の処分方法等に関する技術的細目）
第六条 法第四条第一項第五号の埋立地の処分方法及び予定対価の額に関する同条第二項（法第十三条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の技術的細目は、次に掲げるものとする。
一 埋立地の処分の相手方（国及び公共団体を除く。次号において同じ。）の選考方法が適正であること。
二 埋立地の処分の相手方が埋立地の用途に従い自ら利用すると認められる者であること。
三 埋立地の予定対価の額は、埋立地の処分に

より出願人が不当に受益しないものであること。
（出願事項の変更等の許可の申請）
第七条 法第十三条ノ二第一項の規定による許可の申請は、別記様式第三の申請書を提出して行うものとする。
2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
一 埋立区域の縮小にあつては、第二条及び第三条第四号から第九号までの図書
二 埋立地の用途の変更にあつては、第二条第四号並びに第三条第七号から第九号までの図書
三 設計の概要の変更にあつては、第二条第二号から第四号まで及び第三条第五号から第九号までの図書
四 埋立てに関する工事の着手及び竣工の期間の伸長にあつては、第二条第一号ロ、第三号及び第四号並びに第三条第四号及び第六号の図書

（埋立権の譲渡の許可の申請）
第八条 法第十六条第一項の規定による許可の申請は、別記様式第四の申請書を提出して行うものとする。
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 譲受人に関する第三条第一号、第二号又は第三号の書類
二 譲渡契約書の写し
三 譲渡価額の算定の基礎を記載した書類
四 譲渡の時までの埋立てに関する工事に要した費用の額及び譲渡後の埋立てに関する工事に要する費用の額の明細書
五 譲渡後の埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類

（出願名義の変更等の届出）
第四条 令第一条第一項の規定による国土交通省令で定める新出願人に関する事項は、氏名又は名称、職業及び住所並びに法人を設立しようとする発起人等にあつてはその旨並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所とする。
2 令第一条第一項の規定による届出をしようとする者は、届出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 新出願人に関する前条第一号、第二号又は第三号の書類
二 出願の年月日及び埋立区域等を記載した書類
三 出願名義の変更の理由を記載した書類
四 新出願人に関する埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を記載した書類及びこれを証する書類
3 令第一条第二項の規定による国土交通省令で定める相続人に関する事項は、氏名、職業及び住所とする。
4 令第一条第四項において準用する同条第二項の規定による国土交通省令で定める事項は、名称及び住所並びにその代表者の氏名及び住所とする。
5 第二項の規定は、令第一条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による出願の承継の届出について準用する。この場合において、第二項中「新出願人」とあるのは「承継人」と、「出願名義の変更」とあるのは「出願の承継」と読み替えるものとする。
（公共施設の配置及び規模に関する技術的細目）
第五条 法第四条第一項第四号の公共施設のうち、道路、公園、緑地及び広場並びに排水施設の配置及び規模に関する同条第二項（法第十三条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の技術的細目は、次に掲げるものとする。
一 道路は、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状況を勘案して、通行の安全上、環境の保全上、災害の防止上又は事業活動の効率上適切な配置及び規模で設計されていること。
二 公園、緑地及び広場は、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状況を勘案して、環境の保全上又は災害の防止上適切な配置及び規模で設計されていること。
三 排水路、終末処理施設その他の排水施設は、埋立地の規模、用途、区画割、周辺の状況及び降水量を勘案して、汚水及び雨水を有効に排出できるような配置及び規模で設計されていること。

別記様式第三

別記様式第四

別記様式第一 (甲1様式4、甲2様式5、令2第2条9号、一部準用) (A4)

東京工業大学 志願者 氏名		年	月	日
出 身 地		出 身 県		
出 身 市 町 村		出 身 市 町 村		
出 身 学 校		出 身 学 校		
公立学校に在学中の志願者は、公立の高等学校に在学していた場合の出身校を受けたもので、下記より、該当するものを選択する。				
※				
1. 高校の名称	☐ (1) 東京 ☐ (2) 区立 ☐ (3) 市立 ☐ (4) 私立			
2. 高校に在学中の主要な修業の修了状況	☐ (1) 卒業 ☐ (2) 中絶 ☐ (3) 留校			
3. 高校修了の理由	☐ (1) 希望 ☐ (2) 学力不足 ☐ (3) 経済的な理由等 ☐ (4) 病気、病弱等 ☐ (5) 親類、知親等との合意により修業を中止したもの ☐ (6) 修業に在する二年生修了後退学 ☐ (7) 修業に在する三年生修了後退学			
4. 高校修了の経緯	☐ (1) 希望 ☐ (2) 学力不足 ☐ (3) 経済的な理由等 ☐ (4) 病気、病弱等 ☐ (5) 親類、知親等との合意により修業を中止したもの ☐ (6) 修業に在する二年生修了後退学 ☐ (7) 修業に在する三年生修了後退学			

[illegible]

別記様式第二 (平7年度令4・一部改正)

氏名	学年	団体	種別・年度	自分の得意な方の 競技の得意又は 短所の理由を	自分の主 要時間	予選対 戦の結果	備

[illegible]

別記様式第三 (平7年度令4・平11年度令3・令2閣内令例・一部修正) (A4)

	〔株式会社建設少 増大和信東支 工事業部、建設技術課〕	計研中課係 年 月 日
	殿 中野 孝 郎 氏 席	
	〔 記 〕	
1	〔株式会社建設少 増大和信東支 設計組配取次 工事業部、建設技術課〕	の付函
2	〔株式会社建設少 増大和信東支 設計組配取次 工事業部、建設技術課〕	の原函
3	確立の免許の年月日及び番号	
4	設計技術の経緯	

[illegible]

別記様式第四 (平7年度令4・平11年度令3・令2箇文中同。一部改正)

[illegible]

「住居
別荘」は、申請者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所
在地、名称並びに代表者の姓名及び氏名を記載し、法人を設立しようとする
法人等にあつては、その旨を付記すること。

社行式様式第4号（訂正増補第4号）（登記簿記載用）（様式第4号）

（A）

発 行 可 申 請 書		
年	月	日
所 在 地		
申 請 人		
代 表 者		

公定金額建立法第48条第1項の規定に基き提出されている。下記により、
申請します。

記

- 増立決議の事項
- 増立後の発祥の年月日及び号
- 議決する都府の都府

備考

①「住所」は、申請者の法人である場合においては、法廷事務所のある所
地、商売及び代表者の住所を記載する。
②「増立決議の事項」は、増立によって生ずる資本の増資の割合（又は増資の
7割以上の場合においては、増資及びその増資を記載する）を記載する。

[illegible][illegible]

[illegible]